

簡易公募型競争入札方式に準じた発注方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年 8 月 21 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中島 靖

1. 業務概要

- (1) 業務名 宮古島訓練施設 (R 1) 新営工事監理業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、宮古島訓練施設 (R 1) 新営工事に係る工事監理業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 30 日まで
- (4) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1 に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令 ((昭和 22 年勅令第 165 号) (以下「予決令」という。)) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成 31・32 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。
- (3) 沖縄総合事務局管内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 建築士法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 指名通知の時点において、本業務対象工事に係る設計業務の受注者又は本業務対象工事の受注者と資本関係又は人事面において関連がない者であること。
- (7) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者 (当該「指名除外通知書」についての取消通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。) でないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得 (以下、「競争契約入札心得」という。) 第 4 条の 3 第 2 項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会計法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（②）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（②）において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

(那覇第2地方合同庁舎2号館)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約第一係

電話 098-866-0031 (内線) 2526、2527 F A X 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は令和元年8月21日(水)から令和元年9月25日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

電子入札システムにより交付する。やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を3.(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、3.(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、3.(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、3.(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和元年8月28日(水) 17時15分(必着)

提出場所：発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は3.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、3.(1)に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着のこと。)すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所、並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、開札場所に持参すること。

入札日時：締切りは令和元年9月25日(水) 12時00分(必着)

開札日時：令和元年9月27日(金) 15時00分

開札場所：那覇第2地方合同庁舎2号館 4階 沖縄総合事務局開発建設部入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 2) 上記において、最低の価格の者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (8) 本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (9) 詳細は入札説明書による。